

1 議 事 日 程 (第3日)

(平成26年第3回久山町議会定例会)

平成26年9月18日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

* 平成25年度久山町一般会計予算継続費精算報告

* 福岡県介護保険広域連合議会報告

* 北筑昇華苑組合議会報告

* 粕屋南部消防組合議会報告

* 篠栗町外一市五町財産組合議会報告

日程第3 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

日程第4 議案審議

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて

議案第30号 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の制定について (26久山町条例第12号)

議案第31号 久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について (26久山町条例第13号)

議案第32号 久山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部
を改正する条例について (26久山町条例第14号)

議案第33号 字の区域の変更について

議案第34号 町道路線の廃止について

議案第35号 町道路線の変更について

議案第36号 町道路線の認定について

議案第37号 平成25年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第38号 平成25年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第39号 平成25年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい
て

議案第40号 平成25年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第41号 平成25年度久山町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第42号 平成26年度久山町一般会計補正予算 (第2号)

議案第43号 平成26年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第44号 平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第5 意見書について

* 集団的自衛権 憲法解釈の閣議決定を撤回することを求める意見書

日程第6 請願・陳情について

* ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願

* 「農業・農協改革」に関する請願

* 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	吉村雅明	2番	山野久生
3番	阿部文俊	4番	有田行彦
5番	阿部賢一	6番	佐伯勝宣
7番	阿部哲	8番	本田光
9番	松本世頭	10番	木下康一

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

4番	有田行彦	5番	阿部賢一
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町長	久芳菊司	副町長	只松輝道
教育長	中山清一	総務課長	安部雅明
教育課長	伴義憲	会計管理者	松原哲二
税務課長	川上克彦	健康福祉課参事	物袋由美子
田園都市課長	實淵孝則	上下水道課長	矢山良寛
経営企画課長	安倍達也	魅力づくり推進課長	久芳義則
町民生活課長	森裕子		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	矢山良隆	議会事務局書記	笠利恵
総務課主査	阿部桂介		

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（木下康一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですが、ここで確認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名。久山町議会会議規則第119条により議長指名。4番有田行彦議員、5番阿部賢一議員を指名いたします。

日程第2、諸般の報告。平成25年度久山町一般会計予算継続費精算報告。経営企画課長より報告を受けます。福岡県介護保険広域連合議会報告。町長より報告を受けます。北筑昇華苑組合議会報告。吉村雅明議員より報告を受けます。粕屋南部消防組合議会報告。有田行彦議員より報告を受けます。篠栗町外一市五町財産組合議会報告。山野久生議員より報告を受けます。

日程第3、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙。選挙管理委員会委員4名及び同補充員4名の選挙を行います。

日程第4、議案審議の方法。上程されている議案第29号から議案第45号までを一議案ごとに審議の上、採決を行う。議案審議は以上のように行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第5、意見書について。集团的自衛権 憲法解釈の閣議決定を撤回することを求める意見書。委員長の報告を受けて、審議の上、採決を行う。意見書は以上のように取り扱いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第6、請願・陳情について。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願。「農業・農協改革」に関する請願。軽度外傷性脳損傷の周知、及び防災認定基準の改正などを求める陳情。委員長の報告を受けて、審議の上、採決を行う。請願・陳情は以上のように取り扱いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

以上の日程で本日の会議を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 諸般の報告

○議長（木下康一君） それでは、日程第2により諸般の報告を行います。

まず、平成25年度久山町一般会計予算継続費精算報告を受けます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御報告いたします。

平成25年度久山町一般会計予算において継続費に係る継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告いたします。

今回の継続費は、教育費の社会教育費で小田遺跡発掘調査事業費として執行しました。この事業費は平成24年度828万8,000円、平成25年度96万9,000円、合計の925万7,000円の予算総額に対しまして年度別の執行済み額は平成24年度720万3,135円、平成25年度92万2,677円、合計の812万5,812円となります。年割り額と執行済み額との差額が113万1,188円となり、当事業は完了となりました。

以上、報告終わります。

○議長（木下康一君） 次に、福岡県介護保険広域連合議会の報告を受けます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 福岡県介護保険広域連合議会の報告をいたします。

去る平成26年7月25日、平成26年度福岡県介護保険広域連合議会第2回定例会議が市内レガロ福岡で開催されましたので、会議の内容について御報告いたします。

提案された案件は、決算認定に関する案件が2件のみであります。

1件目は認定第1号平成25年度福岡県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算であります。平成25年度の一般会計歳入の決算総額は8億8,626万5,049円で、主なものは市町村の負担金が8億4,053万7,000円、前年度繰越金が4,145万9,794円であります。一方、歳出決算総額は8億4,527万7,183円、主なものは総務費における連合会職員並びに各市町からの派遣職員等の人件費及び支部運営費を足した8億4,033万9,938円であります。歳入歳出差し引き額は4,098万7,866円で翌年度への繰越金となります。

次に、認定第2号平成25年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明します。

平成25年度の介護保険事業特別会計の歳入決算総額は619億1,117万7,583円で、主なものは介護保険料が109億2,128万2,429円、介護給付費負担金が83億5,890万2,000円、国庫

支出金が147億8,222万7,858円、支払基金交付金が169億4,176万1,000円、県支出金が88億8,632万4,067円等であります。

一方、歳出決算総額は609億5,666万6,376円で、主なものは総務費の8億4,167万8,922円、保険給付費が579億5,302万3,469円、基金積立金が1億5,798万3,768円、地域支援事業費15億2,906万9,253円等であります。歳入歳出差し引き額は9億5,451万1,000円で、翌年度への繰越金となります。

以上が議案審議の2件で、2つの議案とも賛成多数で可決されました。

そのほか3名の議員による一般質問が行われ、会議は終了いたしました。

以上、概要について御説明し、御報告といたしますが、詳細については議会事務局に係資料を閲覧できるようにしておきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を受けます。

吉村雅明議員。

○1番（吉村雅明君） 御報告いたします。

去る8月22日に開催されました平成26年度第2回北筑昇華苑組合臨時会の報告を行います。

日程議事は、議案第8号平成25年度北筑昇華苑組合会計決算の認定についてであります。歳入総額2億5,907万2,069円、歳出総額2億2,625万7,171円、歳入歳出差し引き額3,281万4,898円の決算であります。

主な歳入は分担金及び負担金1,885万4,000円で、うち久山町の経常費分担金は16万円、創設分担金は56万8,000円で、使用料及び手数料は2億648万9,500円でございます。歳出は、議会費128万3,030円、総務管理費5,238万8,837円、葬祭場費1億5,873万1,950円、公債費1,385万3,354円であります。

以上、議案は全て原案のとおり可決されました。

また、今回の臨時会の議会に提案されました議案につきまして概要を説明いたしましたけれども、資料を議員控室に置いておきますので、必要があれば参考としていただければと思います。

これで北筑昇華苑組合議会の第2回の臨時会の報告とさせていただきます。終わります。

○議長（木下康一君） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を受けます。

有田行彦議員。

○4番（有田行彦君） 粕屋南部消防組合議会が去る7月10日に開催されました。

それでは、平成26年第2回粕屋南部消防組合臨時会の報告をします。

議事は、議案第7号から議案第11号までありました。

議案第7号は、専決処分の承認についてであります。消費税率及び地方消費税率の引き上げが実施されることから粕屋南部消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例で、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されることに伴い、専決処分第1号を承認するものであります。

次に、議案第8号は、平成26年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第1号）であります。平成26年度コミュニティー助成事業に係る少年消防クラブ事業への助成金が確定したため補正を行うものであります。歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出の総額を19億6,049万1,000円とするもので、歳入の主なものは諸収入100万円の増額、歳出においては消防費100万円を増額するものであります。

次に、議案第9号は、京都府福知山市花火事故を参考に、人出11万人以上、露天数100店舗以上の大規模な催しがあるとき、火災事故の惨事を繰り返さないため粕屋南部消防組合火災予防条例の一部を改正するもので、消防法施行令の一部改正に伴い、対象火気器具等の取扱規程及び屋外における催しのための防火管理体制構築を図る必要があるため、火災予防条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号は、財産取得（高規格救急自動車）につきまして第4次消防力整備計画に基づき南部消防署に配備している高規格救急自動車2車両を更新し整備をするものであります。

なお、2車両は平成20年1月購入、現在7年を過ぎております。走行距離、約22万キロでございます。

次に、議案第11号は、平成26年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ18万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を19億6,030万4,000円とするもので、歳入の主なものは分担金を368万7,000円減額、組合債350万円を増額補正し、歳出においては消防費18万7,000円を減額するものであります。

以上の議案は全て原案のとおり全員賛成で可決されました。

また、今回の臨時会の議会に提案されました議案等につきましては、資料を議員控室に置いておりますので、参考としていただければと思います。

これで粕屋南部消防組合議会の7月の臨時会の報告とさせていただきます。終わります。

○議長（木下康一君） 次に、篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を受けます。

山野久生議員。

○2番（山野久生君） 御報告いたします。

平成26年第2回糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の定例会が去る8月29日開会されました。

今定例会は、議案第6号、議案第7号の2議案が提出され、2議案とも原案のとおり可決承認されました。

議案の内容につきまして、議案第6号平成26年度一般会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出それぞれ365万円を追加し、予算の総額を5,426万5,000円とするもので、主な内容は歳入で財産売払収入が143万円の増、繰越金107万9,000円の増、雑入114万1,000円の増であります。また、歳出につきましては総務管理費の35万円の増、林業費の230万円の増、道路橋梁費100万円の増であります。

補正は以上でございます。

次に、議案第7号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額6,067万9,364円、歳出総額5,760万321円、歳入歳出差し引き額307万9,043円の決算であります。主な歳入は分担金及び負担金1,870万円で、久山町の負担金は340万円であります。造林補助金1,416万6,440円、財産収入1,008万3,992円、繰入金580万円、繰越金516万7,515円です。諸収入676万1,417円であります。歳出は、議会費114万744円、総務費597万4,512円、事業費の林業費3,805万8,950円、道路橋梁費1,222万3,683円、公債費20万2,432円であります。

以上で今回の定例会の議会に提案されました議案につきまして概要を説明いたしました。資料を議員控室に置いておきますので、必要があれば参考にしていただければと思います。

これで篠栗町外一市五町財産組合議会の定例会の報告とさせていただきます。終わります。

○議長（木下康一君） 以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（木下康一君） 次は日程第3により選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

局長より説明します。

議会事務局長。

○議会事務局長（矢山良隆君） 説明いたします。

選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が平成26年10月11日をもって満了となるため、

地方自治法第182条の規定に基づき議会において選挙をするものでございます。委員の定数は、選挙管理委員会委員、同補充員ともに4人で、任期は4年となっています。

なお、選挙は指名推選の方法で行います。

以上でございます。

○議長（木下康一君） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員には今任清史君、江口肇彦君、竹尾正登君、古主重信君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました今任清史君、江口肇彦君、竹尾正登君、古主重信君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員には安部寛君、東山幸一君、城戸利廣君、吉村清敏君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました安部寛君、東山幸一君、城戸利廣君、吉村清敏君、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決まりました。

事務局長より当選者の氏名、生年月日、住所を発表いたします。

事務局長。

○議会事務局長（矢山良隆君） まず、久山町選挙管理委員会委員4名の発表をいたします。氏名、生年月日、住所の順で発表いたします。敬称は略させていただきます。

今任清史、昭和14年7月5日、久山町大字久原2491番地。江口肇彦、昭和16年8月23日、久山町大字山田818番地3。竹尾正登、昭和17年4月1日、久山町大字猪野1473番地15。古主重信、昭和22年5月28日、久山町大字久原1105番地。

次に、選挙管理委員会補充員4名の発表をいたします。

安部寛、昭和19年7月27日、久山町大字猪野998番地4。東山幸一、昭和21年10月11日、久山町大字山田399番地400。城戸利廣、昭和21年12月15日、久山町大字久原3424番地。吉村清敏、昭和31年7月15日、久山町大字久原1769番地2。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案審議

○議長（木下康一君） 次は、日程第4により議案の審議を行います。

まず、議案第29号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、これより議案第29号専決処分の承認を求めることについての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

本田光議員。

○8番(本田 光君) 議案第30号についてですが、久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるという条例制定であります。国が子育て3法というのを制定して、そしてさらにこの地方議会でも今9月定例議会に条例を提案されておるようですが、町長にお尋ねしますが、条例を制定されたという関係等含めてこれからのあり方ですね、子ども・子育て支援新制度は、今、市町村の保育所における保育実施義務を形骸化させるというか、おそれがある、それを保育を自己負担とするものがあるような項もありますし、子ども・子育て会議などでそこらあたりは十分協議して、上乘せ等あたりが今後できるかということも考えられます。既にもう日本全国を見た場合、上乘せ訴訟を若干しているような自治体も見受けられますので、これからよりよい保育制度にすべきじゃなかろうかと思えます。町長の考えを伺いたいと思えます。

○議長(木下康一君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 今回、国はこれまで保育事業の運営に関する基準を定めましたので、今回こういう条例を町でも定めて、これからの子育て事業を進めてまいりたいと思えます。今、おっしゃった町独自のそういうものを含めるかということにつきましては、先般、ニーズ調査を実施しておりますので、今回の子育て会議のメンバーも決まりましたので、その中で協議をしていただきたいと思えます。それによって、また検討してまいります。

○議長(木下康一君) 本田光議員。

○8番(本田 光君) 今、町長も答弁されましたように、子ども・子育て会議が設置されますから、ぜひそこら辺も十分な議論を重ねて、よりよい制度に仕上げていただきたいと思えます。再度町長の答弁を求めます。

○議長(木下康一君) 町長。

○町長(久芳菊司君) その子ども会議の状況を見ながら、また御意見を聞きながら、町の規模等に応じたできる範囲のことを検討はしていきたいと思えます。ただ、自治体それぞれの規模等がありますから、久山町に合った形というのを求めていくべきではないかなと。

○議長(木下康一君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、賛成の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第31号久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号久山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第32号久山町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

次に、議案第33号字の区域の変更についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第33号字の区域の変更についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

次に、議案第34号町道路線の廃止についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第34号町道路線の廃止についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

次に、議案第35号町道路線の変更についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第35号町道路線の変更についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

次に、議案第36号町道路線の認定についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第36号町道路線の認定についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成25年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

有田行彦議員。

○4番（有田行彦君） それじゃ、3つほど、この決算に関する資料の中から質問させていただきます。

1つは、経営企画課の草場区の開発の問題であります。そしてもう一つ、健康福祉課の敬老会の今後について町長の考えをお聞きしたいと思っております。それから、田園課の上久原の区画整理事業でございます。この3つについてちょっとお尋ねいたします。

麻生の開発につきましては、私は開発そのものは賛成であります。実は先日の町民懇談会にときに町民の方が不安があるといったような話をされておられました。その中で麻生との協定は平成25年8月に協定を結んであります、1年ごとの更新ということで。その内容については、目的、概要についてであります。大まかなものですね、事業についての事業費等については定めがありません。先ほど言いましたように町民懇談会で町民の心配の声がありました。また、その心配の声は何かというと、町が麻生から土地を購入することができるのかと。また、その土地を購入するときの価格などが協定書の中にうたっていないがという心配です。私も正直言いまして、まだいまだに不安があります。小早川町政

から今日まで麻生側にとってみりゃ、まだ理解もしてないという状況だったんだろうと思います。今日に至って、じゃ、麻生から買うことができるという町長の答弁でございましたけれども、しかしながらそれじゃ今言ったようにいつごろ購入することができるのかと、あるいは価格はどうなるかと、こういった点をお尋ねいたしたいと思います。

それから、2点目の敬老会についてでございます。実は先日の敬老会の際に、会場の何方所かで、あんだ、元気しとったとなあとかというような形の声をよく耳にしました。というのは、例えば東久原の人が下山田の人、猪野の人が下久原の人、そういうふうな機会がこういうときにこそできるということだったんだろうという気がいたします。そしてまた、場所が狭いということであれば、久山会館とか山田小学校あたりにされたらどうかと、時節柄、暑い時節でもありますから、クーラーなんかはリースで備えたらどうかと。そしてまた、行政区にそれをさせるといことになりますと、行政区にとっては大きな負担になるのではなかろうかと思っております。そういった中で今後の町長の敬老会に対するお考えをちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、第3点目ではありますが、上久原の区画整理事業についてでございます。これも町民懇談会の際に土地区画整理組合の方から組合が資金ショートしてるという話をされておりました。おっと思っって私も聞きよりましたけれども、そのことについてその後どうなったのか、ちょっと町長からお尋ねしたいと思います。

以上、3点をお願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 1点目の草場地区の再開発といいますか整備なんですけど、今、進めておりますのは基本的な合意に基づいてそういう協定をしておりますけども、これはまず1点目、議員がおっしゃった麻生さんの今回は用地を町が取得して事業を行うということにしておりますけれども、それが実際できるのかということなんですけど、今、基本協定を結んだのは麻生さんと町と一緒にこの事業をやることについて麻生も了解いたしました。それから、土地の譲渡についても基本的に了解ということをきちっと麻生の上層部の方との話のもとでやっておるわけです。ただ、具体的な一番問題なのは価格の問題だろうと思いますので、これから測量して住宅開発の基本計画を作らないと、その全体事業費、それからそれに基づいて麻生からの土地、譲渡金を幾らにするのかというのを決めないとそれ以上協議が進みませんので、今はその作業を進めさせて、ある程度そういうのが出ましたら、きちっとした内容の基本協定を再度結んで、それから事業実施に入りたいと思っています。

それから、敬老会につきましては、昨年よりずっと区長会のほうにも協議、打診しまし

て、現在行ってるレスポアールの施設としては、もう満杯状態にあると。これ以上、もう年々2、30人増えていくというのが大体統計上明白なわけですから、これ以上押し込むと防災上の問題があるということで危なくということで、区長会にお諮りして来年度からは行政区のほうでお願いできないだろうかということで今区長さんのほうに投げかけているところでございます。議員がおっしゃった会場の変更とか、そういうことについては、いわゆる冷暖房の問題等がありますので、今回は今そのような形でお願いしてるところです。確かにこういう町だからこそ、ああいう一堂に会しての敬老会というのは大変対象者の方にとっても喜ばれてるんじゃないかなという思いがあります。いずれにしても今現在区長さんにそういうことで投げかけていますので、区長会あたりに、それからその意向を踏まえて老人クラブあたりとの御意見等も拝聴しながらやりたいと思いますけども、今のところはそういう方向で進めさせていただきたいと思っています。

それから、上久原の土地区画整理については、地元で確かに資金ショートという言葉で言われましたけども、そういうことではなく、きちっと資金計画にのって今終了に向けて作業を行われておりますので、特段資金等のことについての別滞ってる状態ではないと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○4番（有田行彦君） それじゃ、再度ちょっとお尋ねします。

草場区の中にあります町道として認定してる道路、これまだそこには麻生さんの土地ですね。現在、公共下水道の工事をするにしても麻生さんの了解を得なくちゃならないという状況ですね。それで、私としては、もう早く、まずはそういった道路として認定してる部分については麻生さんから寄附採納を受けるべきじゃなかろうかと、そういうことができてきておれば、町民の皆さんも不安がらっしゃれんと思うんですよね。その点、もう一回お答えいただきたい。

それから、敬老会についての会場のこの時期は非常に暑うございますからクーラーとかが必要だろうとは思いますが。これもリース業者に話せば私はできるんじゃないかなと思います。それともう一つは、行政区の区長さんたちの意見を尊重される必要があろうと。いわゆる今度は行政区においては資金の問題もあろうかと思いますが、役員等を初めボランティアで要するに町がする場合は職員の皆さんに甘えておりますけれども、区に持って帰れば、その区長さんを初め役員あるいは区民のボランティアの方もお願いせないかんという、そういう事情もありますので、よく区長会の御意見に耳を傾けていただきたいと思います。

それから、上久原の区画整理事業でございますけれども、あのとき組合が持つておる保

留地と町有地を交換していただけんかといったような御意見があつったようですが、その点はどういうことでしょうか。この3つ。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 草場については、こちらの希望はそういういろんな道路については、もう寄附採納とかという希望は持っておりますけど、それを含めて今回の事業の中で麻生と協議をしてまいりたいと思います。

それから、敬老会につきましては、他の会場、あれよりも広い例えば山田小学校あたりは可能だと思いますけれども、今おっしゃった空調あたりのリースあたり、費用的な問題もあると思いますけれども、いずれにしても一堂に会してやる方と各行政区でやる、これ賛否両論だろうと思うんですよね。なかなか本会場までは行けないお年の方もおられるし、地元でやっていただければ、そこに歩いていけるよという方もおられるだろうし、それともう一つは確かにこれは強制という形で区のほうにはお願いしてません。ただ、地域の功労者といいますかね、お年寄りの方というのは、私たちの町を作っていた先輩たちですので、その地域でお祝いをしていただくというのも、また一つのやり方ではないかなと思います。いずれにしても有田議員おっしゃったように行政区長さんたちに御負担をおかけすることになりますので、よく意見をお聞きしながら進めてまいりたいと思います。

それから、上久原区画整理の保留地の件ですけれども、事業の進捗状況の中で先ほど言われました資金の関係で、第一に保留地を早く処分せないかんというところで、その状況に合わせて町が持つてる保留地が即売れるような場所にある分については事業推進を図るため交換を認めていこうかなと、そういう形で考えております。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○4番（有田行彦君） 草場区につきましては、1つは当の区長さんがおっしゃってました。

我が区は高齢化が進んでおって、行政区そのものの運営が非常に厳しくなっておるというお話でございました。私もぜひひとつ草場区に70戸の住宅地ができるように、完成が速やかにできるように期待したいと思っておりますので、これは頑張っていただきたいと思います。

それから、上久原の区画整理組合につきましては、26年度に完成というようなことを町長もおっしゃってましたんで、これもまた26年度に完成するようになっていく必要があるんじゃないかなと、それが先日の懇談会で町民に説明された責任であろうと私は思いますが、その点どうなんでしょうかね。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 草場については、私も何度か草場区の活性化のためにもこの事業を計画の期間内に実現をしたいと考えております。

それから、上久原の区画整理については、町も再三組合のほうに市場価格といいますかね、本当に大丈夫かということで理事さんともお話ししながら確認をしております。組合としては応じますということで申しておりますので、それを信じていきたいと思っております。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論をお受けいたします。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 平成25年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

安倍内閣のもとで消費税増税、4月1日から5%から8%に引き上げられました。今回の増税は社会保障の拡充を名目にしておりましたが、充実どころか2012年、平成24年8月に成立した社会保障制度改革推進法に基づき社会保障の削減が進められております。さらに、来年10月には消費税を10%に引き上げようとしております。本年4月－6月期のGDP、国内総生産は年率マイナス7.1%落ち込み、その最大の原因は家計消費が10%も落ち込んでいることであります。そこで、1つには消費税10%は中止するというのを強く求めるべきではないでしょうか。

2つ目には、大企業減税はやめて富裕層と大企業に応分の負担、税制改革によって財源を生み出すということであります。

第3には、285兆円もの大企業の内部留保の一部を活用して雇用を増やす。日本共産党は暮らしも経済も破壊する消費税増税ではなく社会保障の充実、財政危機打開の提言を発表しております。今、国の政治がひどいときだからこそ、住民本位の町政へ税金の使い方を改めるべきであります。

1つには、道の駅食のひろば計画は中止して上久原区画整理事業の26年度内完全完成のことに目指すということであります。

2つ目には公共交通の充実、第3には久原、山田町立幼稚園の統合幼稚園はやめて、それぞれの幼稚園建設を行ってほしい。

それから第4には、高過ぎる可燃ごみ袋代の他町並みの値段の引き下げ、5番目には、久山中学校の完全給食の実現、6番目には学童保育所の保育の充実、7番目には子供が遊

べる公園づくり、8番目には子供の医療費対象年齢を中学校まで引き上げてもらいたい。それから、9番目には道路交通網の整備等々を正面に据えて取り組むことが重要であります。

以上、述べたことは、16億円超の久山町財政調整基金積み立ての一部を崩すだけでも実現できるものもあります。また、歳出のまちづくりプロジェクト推進費、投資及び出資金500万円、さきの一般質問でも質問しましたように株式会社食のひろば、この本店が久山町役場が所在地となっておりますが、一日も早くこの久山庁舎から撤退すべきであります。そのほかヘルスC&Cセンターとか嘱託職員の給料等がありますけれども、改善すべきであります。

いろいろとそれぞれの款、項、目、見てみますと、賛成できる点もありますけれども、本決算書を総合的に見て賛成できません。

以上、指摘して反対討論といたします。終わります。

○議長（木下康一君） 次に、賛成の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 反対討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 賛成討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号平成25年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第38号平成25年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第38号平成25年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第39号平成25年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第39号平成25年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第40号平成25年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第40号平成25年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第41号平成25年度久山町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第41号平成25年度久山町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は認定することに決定いたしました。

○議長（木下康一君） ここでしばらく休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第42号平成26年度久山町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対し質疑のある方はお受けいたします。

阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 町長に質問いたします。

ページ26ページ、観光費の都市再生事業での観光交流センター等整備事業費が今回補正で上がっておりますけども、現状的にはまだ町長のほうからこのいろいろな都市再生事業の中での久山町の活性化、それから農業の振興、いろいろな形での具体的な案がまだ出ておりません。その案というのは今後どういう形で町長は進められるか、その辺だけちょっと確認をさせてください。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 構想的にはこれまで何度か申し上げさせていただきましたけれども、この観光交流センターを計画を進める一番の理由は、町の活性化というのを考えての計画

であります。1つには、今現在、またこれからの農業のあり方というのが、非常になかなか国の政策の中で動けない状況にある農地の活用、農業というものを振興させていくための一つのきっかけといたしますか、あるいは拠点ということ考えています。

それからもう一つは、農業だけの振興ではなく農業と久山町が持つ商工業、観光の発展をコラボといいますかね、一緒に合わせながら両方の相乗効果を上げながら久山町の観光商工あたりの活性化を進めていきたいと。そしてまた、久山町が本町に限らずこれからの自治体も人口が減少する中で、いかに活性化を維持し、また人口を確保していくかという大きな命題が残っている中で、久山町はこれまで独自の住環境を重視したまちづくりを進めてきたわけですから、久山町の住民の方が久山町に一旦出て、また帰ってきていただけるように、また久山町に住んでみたい、住みたいという人が一人でも多く久山町に関心を持っていただくように魅力ある町の魅力を高めていく、そういう元気な町にしていきたいというのが今回の目標でございます。具体的な方向については、特に農業については以前からもお声があつて農業という分野においては行政だけではなかなか進めることができませんので、当然JAさんとも協議を、協力をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますし、問題は新しい農業の分野を切り開いていくためには中心となる母体づくり、それから生産指導、そういうものにも組織化を、あるいは補助制度あたりを整備をしてまいりたいと思っております。その観光交流については、首羅山の公園整備化というものもありますし、今言ういろんな仕掛けてます町の町外者を対象とした交流、人と人の交流、やはり交流がないと町というのは元気にならないわけですから、そういう町にいくために、いろんな久山町の自然の美しさとかよさを活用した資源に限らず、久山町が持っている資源をこれから最大限に活用した活性化をやっていきたいと、そういうふう考えております。

○議長（木下康一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

本案に対しましては、松本世頭議員外3人からお手元に配付のとおり修正動議が提出されております。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 平成26年度久山町一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について修正予算の趣旨説明をさせていただきます。

私は3月の議会で道の駅食のひろばについて町民の理解をもとに始めて計画を進めるべ

きだと提言し修正予算を提出してまいりました。しかし、町執行部におかれましては議会が承認されたとまちづくり懇談会を各地区で行われた。本来ならばレスポアールで町民一同集めて説明会を行うべきであるが、何か心することがあったのでしょうか。多くの町民の方々は道の駅食のひろばについては不安、不満を持っておられます。今回の道の駅構想の総面積1万2,500平米、南側の駐車場7,650平米を1億4,000万円、坪約6万円、北側の駐車場4,850平米を5,868万円、坪約4万円、なぜ同じ構想の敷地の価格がこうも違うのか、地権者も納得しないと思います。また、町主催の8行政区で行われたまちづくり懇談会の資料の中に県補助金2億4,600万円については、我々は9月8日、県庁の担当課に確認したところ、今現在予算化はされていない、協議中だと説明を受け確認を受けました。さらに、まちづくり懇談会で説明された資料については、今日現在、国交省より道の駅の認可はなされておりません。何はともあれ実際に予算化されていない県補助金2億4,600万円をまちづくり懇談会で町民に報告された町執行部の考えが我々には全く理解できません。これから末永く県とおつき合いていかねばならないときにこのような不祥事に町長はどうなされるのか、町民にどのように説明されるのか、本議会でしっかり説明を求めたいと思っております。

議員各位におかれましては、以上のことをよく考え、道の駅食のひろばについては初心に戻って町民のために行動されるようお願いいたします。

以上のことを踏まえ、修正案の趣旨説明を終わります。

○議長（木下康一君） 提出者の説明が終わりましたので、これより修正案に対し質疑のある方はお受けします。

阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） ただいま修正案のほう、説明がございましたけども、今、この中で出ております観光費、観光交流センター等整備事業費、これはあくまでも国交省であり、都市再生事業の中の補助金であります。ですから、今言われました道の駅からいろんな関係の中での要旨とは若干異なるのではないかと思います、その辺はどうでしょうか。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） ここに書いてありますように5,868万円、駐車場の用地の価格のことを書いております。南側の駐車場、坪約6万円ですね、北側の駐車場、坪約4万円、同じ敷地内といいますか、同じ構想の中にあるのに、距離的にも何十メートルも離れとらん場所で2万円も単価が違うのに地権者だって納得しないでしょう。やはり僕は議会人として公平にその辺を扱わなければいけないと思っております。そもそもちょっとあなたの質問にずれますけれども、最初の道の駅（食のひろば）は仮称の名前がついておりました、当

初はですね。しかし、町執行部はまちづくり懇談会を行われまして、その中の資料については仮称はなくなってるんですよ。いろいろな審議の中で過程があるんですけども、今現在、例えばこの1枚の紙で申しますと、この段階では県との協議中なんです。ほんで、ずっとさっというて、この中段ぐらいに予算化がなされております、できまして、そしてそれがずっと整備がされまして初めて国交省の認可、道の駅と認可がおりるんですよ。新たにまちづくりの中で資料を届けられた町民の方々は、2億4,600万円という金は、もう皆さん誰しも県からおりたと思うやないですか。そういうことを平然とやってのける、仮称って書いてくるならまだましですよ。そういうことを平然とやってます、道の駅も名乗っておりますし、本当県の職員に聞かれたら、県の職員も困ってるんですよ。県議会のほうでは第1会派自民党はかんかんですよ、地元県議も知らない。ですから、これから末永く久山町は県とおつき合いをしていかないかん、その中で久山町は何だというふうになれば大変でしょう。だから、私は何も道の駅全てが反対と言ってるわけじゃないんですよ、3月のときにも私申しましたように。私も3町長に仕えて直販所を造りなさいと、佐伯町長、鮎川町長、現職の久芳町長にも申し上げてきましたけれども、食のひろばも含めた道の駅というのは正直言ってどうでしょうかね、道の駅ともなると大型バスも停まるようせないかん、するとそこにはいろいろな食材も用意せないかん、来んかったらその食材の経費で全部飛んでいくんですよ。赤字、皆さんの負担になるんですよ。それが積もり積もって町民に負担をかけるようになったらいかないから、皆さん、議会人がしっかりここは判断して初心に戻って再度練り直してやったらどうかと。哲君も言っとったやないですか、当初予算、阿部議員も言ってたように、当初あなたも言ってたじゃないですか、当初予算、これは当初予算にのせるべきですよ。一日たったら、私は1期生でございますのでって取り下げたやないですか。議会はつとまるのかなって私は思うんですよ。これは余談なことでしょうけども、とにかくね。

○議長（木下康一君） 質問に対して内容を答えてください。

○9番（松本世頭君） わかりました。とにかくそういうことでここにも私も載せておりますように、本当に町民のことを思って私はこの趣旨説明をさせていただいたわけでございます。

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 今、話はようわからんやっただですけど、実際にこの予算については執行部からの説明についても総称的には道の駅という話もありましたけども、実際には観光交流センター事業を先に進めて道の駅については現在県と協議中であり、平成27年度から予算が計上できればという説明を受けております。であるから、私はこの予算そのものが

もう少し都市再生事業として観光交流センターとしての審議をすべきではないかと私は思います。その点、再度お答えをお願いします。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） これは何度修正案を提出した賛成の議員とはもう見解の違いでなかなかその後はないと思いますけれども、私は先ほどもるる述べましたように、そういうことでございますので、何とぞ御理解していただければと思っております。

○議長（木下康一君） ほかに。

山野久生議員。

○2番（山野久生君） 説明の中で値段のことを言われましたけど、6万円と4万円とか、同じにするというような考えじゃないですか。まだその土地自体は買われてないと思うんですけど、その値段はどういうふうなところから計算されてそう言われてるんですかね。執行した後ならわかるんですけど、土地買われた後ならわかるんですけど、なぜまだ予算組みの段階でそげん言われるかちょっと質問したいと思います。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） あなたも資料いろいろもらったでしょう。資料の中、全部載ってるんですよ。平米数と。

（2番山野久生君「あくまでも予算でしょう」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） ちょっと待ってください。まだ松本世頭議員が発言中です。

○9番（松本世頭君） だから、私はこの資料の中からの説明で皆さんにこう話したわけです。だから、どうのこうのって、あくまでも予算でしょうけども、そういうことでございます。

○議長（木下康一君） 山野久生議員。

○2番（山野久生君） そしたら、これは増額予算と考えたらいいんでしょうかね、修正の考え、増額してもらいたいという考えなんですか。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） いやいや、増額とかなんとかじゃなくて、地権者の方は同じあなたのところは6万円で私のところ何で4万円とかとなったときに納得されますかということをおっしゃってるんですよ。それだけです、私は。

（2番山野久生君「一応わかりました」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ただいまから討論をお受けします。

修正案がありますので、まず原案に対する賛成討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案修正案に対する反対討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案に対する賛成討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、修正案に対する賛成討論をお受けします。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 議案第42号平成26年度久山町一般会計補正予算（第2号）に対する修正案に賛成討論を行います。

予算書の歳出、款7、商工費、目、観光費、観光交流センター等の整備事業費6,857万8,000円ですね、委託料、土地購入費となっておりますが、道の駅食のひろば整備方針、道の駅構想、このまちづくり、この配付された中でも道の駅構想全体計画図の総事業費8億1,000万円の整備計画の一環であります。各行政区ごとに町が主催されたこのまちづくり懇談会の参加者への資料配布、この中で議会、委員会での説明資料にも示されている総事業費8億1,000万円のうち県補助金2億4,600万円と記述されております。しかし、先ほど提案者も説明されたように、県に確認したところ、現在町とは協議中であるけれども、県補助金の2億4,600万円については口頭でも文書でも一切約束したことがないというふうに言われてます。また、プラス県議会やその後の県議会の予算状況を見ていたというふうにも言われておりますし、こうしたことが久山町民にどう説明するかという点が執行部におかれて問われるわけでありまして。また、議会議員もこうした点を問われている最中でありまして。久山町民に対して誤った資料を提出、説明すること自体、大ごとなんであると言わざるを得ません。したがって、議案第42号平成26年度久山町一般会計補正予算（第2号）に対する修正案に賛成討論といたします。

以上です。

○議長（木下康一君） ここで確認しておきます。

この観光費は県の予算とは全く違いますと、そこだけはちょっと確認させていただくといつて、これは手元に見てもらったら、国庫支出金でございますので、そこだけちょっと確認をさせていただきます。

では次に、原案に対する賛成討論をお受けいたします。

阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 原案に対する賛成討論を行います。

この都市再生事業の観光交流センター整備等につきましては、3月議会での補正予算等、いろいろ考えることが私にとってはありますが、久山町の活性化、農業の振興、そして農業でも商工につながるいろんな形での考え方、そして住みよいまちづくりと先ほども町長から少し話がありましたけど、町長のまちづくりへの思いの具体的な施策がまだ出ていません。また、首羅山遺跡の整備計画との整合についてもまだまだ見えてません。今のこの段階でこの事業を止めることはできないと私は思います。早急に町長のほうにも早く具体案を提出していただきたいし、議会においても特別委員会等を立ち上げて議会と一緒に町の活性化のために討論したと考えるので、この事業推進としての原案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（木下康一君） 次に、原案修正案に対する反対討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案に対する賛成討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、修正案に対する賛成討論をお受けします。

有田行彦議員。

○4番（有田行彦君） 私はまず最初に議長に申し上げたい。議長が先ほどこれは皆さんに県の補助金じゃありませんよと議長が言うのはおかしいと私は思います。これは町長が言うなら話はわかります。それだけは言うておきたいと思います。

さきの阿部議員、山野議員の中にこの観光費の問題があっておりました。この観光費の中には国県支出金6,080万円と書いてあるんですね、国県支出金。これは国の支出金ですよとは何も書いてない。というのは何でかということ、3月の補正予算のとき1億4,000万円も、特定財源は国県支出金、そしてしかも現在それは予算が執行されてない、そういった中であって県は補助金は確定しておりません、そういう言葉を聞きますと、ここの特定財源そのものが不安になるんです。当然です特定財源そのものが不安。それで、私は次に言いたいのは、この6,080万円は土地購入費ですね、先ほど提案者が言いましたように5,868万円、平米数は約5,000平米近く、一方3月で補正で上げた予算は土地購入費1億4,000万円、平米数は約7,600平米ですよ。大体本来なら土地の購入、用地買収費ではこの総事業の関連を見ますと2億1,600万円つけてあるんですね、2億1,600万円。それから、1億4,000万円が南側の土地の代金として充ててある。それが何で南側かといいますと、そのころ、6月の地権者会議で6名の方にお話しされてるんです。その6名の方は私は一

般質問でお聞きしましたところ、どこの地権者ですかと聞きましたら、南側の6名ですよ。ほんで、今回北側の用地の件でこれを上げておられますけれども、今、提案者が言いますように平米数から坪単価等を計算しますと、南側の1億4,000万円については、ざっとですけれども坪単価は6万790円、それから今回の北側は3万8,000円、約4万円近く。こういう差があれば、地権者がこれを知ったときに、この予算で納得するかということなんです。これを増額せろとかどうのこうの、それは町長が考えることです。納得されんなら増額しましょうと。そうすると、増額した場合はどこから持ってきたとかということですよ。例えば今さっき言いましたように2億1,600万円用地買収費で上げとった。南側当初の部分は1億4,000万円、そうすると残りは7,600万円です。ここには残りは7,600万円という数字はないんですよ。7,600万円をこれ坪単価にしましても約5万円ぐらいですよ。そしたら、やはり南側と北側は差があるんですよ。それで、それをなおかつ山野議員が増額せろということですかと松本議員に言われたけども、その増額するお金は、今度は町負担金になるんです。この一般総事業費8億1,000万円のうち町負担金3億9,500万円ですよ。県の補助金が確定してないということを知る前に町民の皆さんにもう説明されてるんです、町長は、生の声で、町負担金が3億9,500万円と。それを超えるということはないと、こう説明されてるんです。そもそもこれを増額するということですかと山野議員が言われましたけれども、これを増額するということになったら、今さっき冒頭から言いますように2億1,600万円の用地取得費以上になるということは、町の負担金が増えるということです。これは町民は納得するでしょうかね。そういう納得をしないようなことであれば、我々修正案は出さんです。そういうふうな約束事があった中にその後県が私たち委員会で聞いたら、県の補助金は確定も内示もないですよということなんです。だから、県の内示もないようなものを、よくこの町民の皆さんに配った資料の中に書いてるなど私は思ったんですよ。この町民を愚弄したことになる。だから、私はこれは別な意味で町長は今度町民に説明する義務がある。いや、これ、私が頑張っつけてますからということの言葉を私は町長からお聞きしてない。先日も全員協議会がありまして、そのときにある議員が、今、県と県議は修復しつつありますよと言われた。それは議員が言われる言葉ではない。町長がお見えになって議員の皆さん、ちょっと御心配をかけておりますけれども、県もその後修復しつつありますと、議員も選出議員も理解していただいて協力していただいておりますと、そういう言葉を聞かない。いまでもそうです。私は今後この事業を推進するにしても県の協力が必要なんです。それが県が協力せんでもいいですよ、このまま推進しますよということであれば、町負担金3億9,500万円どころかこの県の補助金2億4,000万円まで足したら6億1,000万円ぐらい町負担金に出さなくちゃいけないですよ。そ

ういう状況下が許されるのか、あるいは町長は議会に説明してみるから、議会に説明してるから、それで済む問題じゃないですよ。今度は議会が責められますよ。議会は、それを承認したっちなないか、どういうチェックをしたのかということになるだろうと私は思います。そういう意味からしまして、この単価につきましては、簡単に計算しますと、この観光費の中に出ている単価の簡単な計算でやりますと、何で簡単、簡単と言うかということ、鑑定価格で買われると思いますから、私はそういうふうな言い方をしてるんですけども、いわゆる坪数とこの6,080万円あるいはこの5,868万円を割りますと坪数の5,868万円を割りますと、今さっき言いましたように3万8,735円、南側は6万790円。じゃ、こういったことを今からこの方々に地権者が説明するときに納得させちやるかどうか、それを松本議員は心配しとるんですよ、納得させられるんですかって、これで。それから増額するかどうかは町長の考え方一つです。増額することは町負担金を使うということは絶対それは認められませんよと、それは私たちが認められんじゃなくて、町民は認められんですよということです。町負担金は3億9,500万円ですよと。それから、その中の土地の用地買収費は2億1,600万円ですよということを言うてあるから、この範囲で片づけなくちゃいけない問題なんですね。

それと、あの一角の中に中古物件が入っております、今回、1,700万円の。この予算のつけ方も、本来ならいうと、この整備事業の一角ですよ。首羅山事業についての説明は先ほども町長も言われましたけど、首羅山事業もこの道の駅のひろばの一環だと説明されますよ。そしたら、本当言うと首羅山事業の散策道路を造るとか、そういう駐車場を造るというのは、やっぱりこの事業費の中、8億1,000万円でやらんと理解がないと私は思います。いや、実はこれは別途の補助事業ですよと言われても、町民の皆さんはこういう場がないですよ、町長、どげになつとるとですかと聞く場がないんです。私たちも、これふってわいたような問題ととってるんですよ。だから、今大事なことは何かというたら、私はちょっと観光費から外れますけれども、この県の補助金が見つからないということは、やはり町民の皆さんに説明する義務があると、私はこう思います。

そういった中で、この観光費は先ほど言いますようにまずは特定財源、国、県の支出金であると。国、県の支出金です。1億4,000万円もそうです。特定財源は国、県の支出金。その後県が補助金をつけないと国がつけるかなと私も思うんですよ。だから、国の出先機関にも行ってきました、4人で。私はそういう関連からして、これは疑問がある、国県支出金の特定財源の疑問があるのも早く解明させる必要があると私は思います。

そこで、今後は私も久山町独自の道の駅を造ったらどうかという話もしましたし、あるいは議会に特別委員会を設置してけんけんがくがく意見を述べ調査研究する議員も、そう

いうところもあっていいんじゃないか、そして町長におかれましては諮問機関ということで農協、それから町内の企業の方、商工会の方あるいは生産者の方、農業団体の方もそういう諮問機関の中に入っていたらきまして十分説明をして、そして町民が納得していただくようなものを作り上げていく。今からでも遅くないですよ。本来からいうと、私やったらこの予算は後日代案を出されてもおかしゅうない予算なんです。これが否決されたからといって事業がペアになったという予算じゃない。それで、どなたか言われたようにこういった大きな事業をするときは当初予算から組んでいかにやいかんと私は思います、当初予算から。だから、その都度その都度補正を組むから危ない綱渡りするような議会運営になってしまうんです。私はこの点は非常に残念だなという気はいたします。

それと、今さっきから言いますように、町民の理解を得ながら、そしてまだ時間はありますから、国会議員の先生方に国に対してはお願いする、あるいは県に対しては県議員の3人の方に御協力をお願いしてひとつ再度やり直すと、町民もこうして理解していただいたし、議会では特別委員会も作ってやりましたから、もう一回再度ひとつお願いしますというぐらいのことを私は町長は今時点で県議にもお話しされる必要があると思います。そういった意味からして今回の修正案には私は賛成いたします。そして、冷静な時間をこれによって作ることによって、そしてその後代案を出されるという方法もあると私は言いたいですよ、この代案の土地購入費の吟味されるとですよ。そういう意味からして、私は修正案に賛成いたします。終わり。

○議長（木下康一君） 次に、原案に対する賛成討論をお受けいたします。

山野久生議員。

○2番（山野久生君） 私は3月の議会で観光交流センター事業は賛成しました。確かに振興の状況は見えてきませんが、私たち議員は事業がうまくいくように協力をしていく必要があると思います。そのためにも有田議員が言われたように早く特別委員会を作り、町の活性化、農業振興になるよう、私は進めていきたいと思っております。終わります。

○議長（木下康一君） 次に、原案修正案に対する反対討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案に対する賛成討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、修正案に対する賛成討論をお受けします。

佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 私は長くなりますので、1枚ペーパーにまとめております。長くなるといういみしても、この議員必携というのが最初に言わせてもらいますが、議員必携見てお

りましていろいろ発言内容の制限を受ける事項を抜き出しておりますが、それには該当しておらないと思いますので、もし何かございましたら、終わってから私はお聞きしたいと思っております。

私は平成26年度一般会計補正予算原案に反対し、修正案に賛成いたします。理由は、道の駅関係予算、土地取得費など6,857万円でございます。この土地取得予算そのものも含め一旦我々議会側も専門家の目をかりて道の駅事業を見てみる、今回は前に進めるのではなく精査をしなければいけない議会ではないかと考えます。事業を認可しようという国、県はこの久山町議会9月議会の動向を見ていると考えます。私は今回の道の駅の関係予算、計上は一定のチェックの後にすべきと考えます。賛成できません。それは、こういうことでございます。

去る3月議会、私は道の駅関係予算1億9,300万円に賛成いたしました。執行部の勇み足もあり、議会が割れました。最後に賛成に至った私の1票で道の駅事業が大きく動き出したと理解しております。しかし、それは町長も言及されたように、国、国土交通省が今なら補助をつけられるということで補助金をつけてきた。それに乗らない手はない。私もこの点は理解でき、それを断ること、あるいは無駄にしてしまうことは今後国と我が町の関係上得策ではない、そう考え、話を前に進めることにしたわけでございます。しかし、それはあくまでも仮免許であります。それは翌日の百姓談義の席上における只松副町長の挨拶からも議会からは条件つきで承認をもらったと思っているという趣旨のコメントがあり、副町長は理解をされている、そう思ったわけでございます。実際、当時の担当課の説明においても次の段階が本当のスタートだという言葉が聞かれました。私は道の駅事業の本免許取得まで執行部がどれだけ関係者と足並みをそろえ下から盛り上げる機運を作っていけるかを見ていこうと考えたわけでございます。

今回、9月議会開会を前にして新聞に久山道の駅開設への予算計上の記事が出ました。記事になったことは私は人と違う解釈を持っています。何らかの形でいずれ活字に出てくるだろうと。このタイミングを待っておりました。今回は道の駅本免許の試験、私は3月議会当時からそう位置づけておりました。ポイントは関係者、町民の気持ちをどれだけ動かせたか。しかし、残念ながら3月議会以降、私の期待に応え得るような活動を町執行部が行い得たとは見ておりません。それは、次の3つの理由からでございます。

1、いまだ農業関係者、生産者に対し具体的な説明会を行っていない。私が3月議会採決直前、あれほどやかましく言っておったことを、結局町執行部は理解していなかったわけでございます。これは人の気持ちを動かすために早くやらなければいけない手順でございます。

2、町民説明会の日程とその趣旨を町の広報紙に全く掲載していない。広く町民に知らしめていない。各行政区ごとの日程決めが広報紙の締め切りに間に合わなかったということは後づけの理由です。町の広報紙の影響力は非常に大きなもの、若い世代を中心に説明会の開催とその趣旨を知らなかったという声が多数ある。限られた人間だけで行われた説明会、町執行部のアライづくりの開催と言われても仕方がないと考えます。

3、説明会の提示内容が余りにも中途半端。この時点までもっと具体的に青写真を描き説明会に臨まなければいけなかった。コンサルタント任せの印象が否定できない。今回、担当課からも内容を詰められなかったことをお詫びする発言がありました。住民からの信任も得られている状況ではありません。まだ信任を得られていないことを認める発言、今議会、町長の口からも聞かれました。担当課、町長がそれらを認めたことは軽く受け止めてはおりません。

以上、総合的に判断して、私はまだ本免許の交付はできないと考えます。

もう一つ、大きな要因が町長の解釈でございます。今回の一般質問の中で道の駅事業は議会は十分時間があつたのだから、慎重審議の上、信任を得たと思っているとおっしゃいました。ふざけたことを言うてはいけません。3月議会、採決の前日、3月19日、緊急の全員協議会が開かれ、町執行部の勇み足に対し、我々議員からさまざまな厳しい意見が出された。町長の穏やかならざる表情が私の目に焼きついております。率直に申します。町長の体調不良などによる執行部の段取り不足、これが3月議会のどたばた、そしてその後関係者と歩調と合わすことができなかつたことの一因になってると考えます。なぜ都合のいい解釈をするのでしょうか。私はこういうふうには言え違つていたと思います。この久山町の田園風景を担う農業を私は守りたい。元気な町にしたい。そのために道の駅が必要です。皆さんの理解が必要です。私に力をかしてください。一緒に考え、町民のために頑張っていきたい。そういう御自身の熱意を見せることが必要だつた。議会が決めたから前に進めている、そういう気持ちが表に出ていました。町長が上から目線で事を進めようとしていることが町民に対し町の考えを伝えにくくしている要因と考えます。

今回、県の承認、補助に関して新たな事実も伝わってまいりました。だったら、なおのこと執行部はもう一度自分の足元を見て事業を検証し直すべき、そのことを3月議会、5対4、一番最後に賛成に至つた議員として申し上げ、修正案賛成討論、道の駅予算、今回は賛成できない討論といたします。

以上です。

○議長（木下康一君） 次に、原案に対する賛成討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案修正案に対する反対討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案に対する賛成討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、修正案に対する賛成討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 原案に対する賛成討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案修正案に対する反対討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案に対する賛成討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、修正案に対する賛成討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結します。

あるとですか。

それでは。

○1番（吉村雅明君） すみません。

○議長（木下康一君） まず、原案に対する賛成討論をお受けいたします。

吉村雅明議員。

○1番（吉村雅明君） 私は修正案に対する反対意見として述べさせていただきたいと思いません。

いろいろ修正案に対して今説明が行われたところでございますが、ここに来て国の地方創生政策が打ち出されておまして、各市町村ではあの手この手の活性化、また生き残りをかけた動きが激しくなっているところでございます。久山町の道の駅構想は、この政策を先取りした事業であると思えます。既に世の中、人口減少の時代に入り、久山町も例外ではなく、何もしないとただの田舎町、中・長期的には衰退の一途は目に見えていると言われております。もし修正案が通りますと、久山町の都市再生整備事業と県事業の道の駅構想は挫折し、今後県との交渉等が厳しく難しいものになると予想されます。また、久山町にとって活性化事業として今後国に対しての予算要求等に悪影響が出るのではないかと大変心配でございます。あわせて、この久山町道の駅構想は宗像の道の駅から25キロ圏外の郡内他町に持っていかれる心配もあります。こういった中、久山町で首羅山遺跡は貴重な史跡

財産であります。単独では観光的には若干弱いのかなど。これに道の駅食のひろば、白山神社、伊野皇大神宮、遠見岳等を結んでの観光コースは人を呼べるし、久山町の活性化とあわせて上久原の住宅開発に大いに寄与できるものと思っております。

確かに今回の新聞報道はまずかったと思いますし、さきのまちづくり懇談会でも町民から4億円近い税金を使って大丈夫か等、多くの不安や反対意見が出されました。中でも農業者の戸惑いは強かったと思います。しかし、これらは今後執行部の努力、説明責任の中で解決できると思います。久山町の中・長期的な将来展望に立ち、何としても道の駅構想は成功させなければなりません。

以上、総合的に判断し、原案に賛成し、修正案反対でございます。

以上です。

○議長（木下康一君） 次に、原案に対する賛成討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、修正案に対する賛成討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号平成26年度久山町一般会計補正予算（第2号）の採決をいたします。

まず、本案に対する松本世頭議員外3人から提出された修正案について採決します。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、修正案は可決されました。

（4番有田行彦君「議長、動議」と呼ぶ）

賛成者はありますか。

（4番有田行彦君「まず、私の話を聞いて賛成か反対か」と呼ぶ）

その前に賛成者があるかないか、それによって。

（4番有田行彦君「まず話を聞くべきですよ」と呼ぶ）

いやいや、有田議員、動議があったときに賛成者があれば、そのとき初めてその動議が賛成がありますので成立します。

（4番有田行彦君「今、吉村議員、修正案に反対ですって言ったでしょう、それにはない、修正案に反対の意見、例えば賛成する」と呼ぶ）

賛成者はありますか。賛成者は。

(「関連では」と呼ぶ者あり)

(4番有田行彦君「関連です。いいでしょ、議長」と呼ぶ)

そしたら、内容だけ聞きましょう。

○4番(有田行彦君) この議事の進行ですよ、討論のほう。先ほど吉村議員は修正案に反対するとおっしゃった。この順序の中に修正案に反対するという順序はどこにあるんですかね、順序。

○議長(木下康一君) いまの文言ですか。

○4番(有田行彦君) どこにあるんですかね、修正案に反対するって。

○議長(木下康一君) このあれで作ったところで、まず読みましょうか、修正ありますので、まず原案に対する賛成討論ですね、それで次に原案修正案に対する反対討論を受けます。それから次に、原案に対する賛成討論を受けます。次に、修正案に対する賛成討論を受けるといふことで、何回も繰り返してきたと。

有田議員。

○4番(有田行彦君) なら、吉村議員は原案に賛成するということを言われる必要があったんじゃないですかね、修正案に反対するんじゃないしに原案に賛成。

○議長(木下康一君) わかりました。いずれにしても、修正に対する反対討論でお受けしました。

では、ちょっと私のほうのちょっと議事のあれで吉村議員、さきの文言の中でありますので、修正案に対する反対討論ってちょっと訂正をしていただければ。

○1番(吉村雅明君) 私の発言につきましては、修正案に対する反対ということでございます。

○議長(木下康一君) そして、原案に対しては。

○1番(吉村雅明君) 原案に対しては賛成でございます。

(8番本田 光君「何かおかしいぞ、ちょっと議長、順序を間違っとるが」と呼ぶ)

(4番有田行彦君「まあいいですよ、議長」と呼ぶ)

(8番本田 光君「いやいや、よくないですよ、順序を間違っとる」と呼ぶ)

○議長(木下康一君) もとい。失礼しました。

吉村議員、原案修正案に対する反対討論をお願いします。

(「どちらも反対ならそれでいい」と呼ぶ者あり)

(8番本田 光君「本人がはっきりせんといかんですよ」と呼ぶ)

(1番吉村雅明君「私は、もうはっきり原案は賛成、修正案反対ということで言いました」と呼ぶ)

(「原案に賛成って今言いよんしゃった原案賛成討論」と呼ぶ者あり)

そしたら、修正案に。

(1番吉村雅明君「原案に賛成」と呼ぶ)

(8番本田 光君「議長ははっきりしてください」と呼ぶ)

はい、わかりました。

そしたら、原案に対する賛成討論をお願いします。

吉村議員に。いま一度済みません。

○1番(吉村雅明君) 原案に対する賛成討論でお願いいたします。

○議長(木下康一君) 済みません、議長の不手際で申しわけありません。

では、戻ります。

起立多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(木下康一君) 起立全員であります。よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号平成26年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(木下康一君) 異議なしと認めます。

これより議案第43号平成26年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第44号平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第45号平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時37分

再開 午前11時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で議案の審議を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 意見書について

○議長（木下康一君） 次は、日程第5、意見書について。発議第1号集団的自衛権 憲法解釈の閣議決定を撤回することを求める意見書を議題といたします。

本件について第2委員長の報告を求めます。

本田光第2委員長。

○第2委員長（本田 光君） 御報告いたします。

集団的自衛権 憲法解釈の閣議決定を撤回することを求める意見書について、9月12日、第2委員会では慎重審議を行いました。審議の中では、この憲法解釈閣議決定が性急過ぎるのでは、また必要かもという慎重意見もありましたけれども、審査の結果、第2委員会では可決といたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（木下康一君） ただいま第2委員長より報告がありましたが、これに質疑のある方はお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

この意見書に対する委員長の報告は可決です。発議第1号集団的自衛権 憲法解釈の閣議決定を撤回することを求める意見書は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本件は可決することに決定しました。

意見書を内閣総理大臣ほか関係機関へ早急に提出いたします。

以上で日程第5、意見書についてを終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 請願・陳情について

○議長（木下康一君） 次は、日程第6、請願・陳情について。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願を議題といたします。

本件について第1委員長の報告を求めます。

松本世頭第1委員長。

○第1委員長（松本世頭君） ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願でございます。

9月12日、第1委員会において慎重審議いたしましたところ、現在、我が国におけるウイルス性肝炎患者は350万人以上もいると推定されております。我が町においても2014年8月現在、B型、C型肝炎合わせて171名おられることも含めて委員会において全員賛成のもとに採択いたしましたことを御報告いたします。

○議長（木下康一君） ただいま第1委員長より報告がありましたが、これに質疑のある方はお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

この請願に対する委員長の報告は採択です。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本件は採択することに決定しました。お諮りします。

ただいま採択されました請願に係るウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を内閣総理大臣ほか関係機関へ提出することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

意見書を関係機関へ早急に提出いたします。

次に、「農業・農協改革」に関する請願を議題といたします。

本件について第2委員長の報告を求めます。

本田光第2委員長。

○第2委員長（本田 光君） 御報告いたします。

「農業・農協改革」に関する請願について、9月12日、第2委員会では慎重審議を行い

ました。審査の結果は、全員一致で採択といたしました。

以上、報告といたします。

○議長（木下康一君） ただいま第2委員長より報告がありましたが、これに質疑のある方はお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

この請願に対する委員長の報告は採択です。「農業・農協改革」に関する請願は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本件は採択することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま採択されました請願に係る「農業・農協改革」への意見書を内閣総理大臣ほか関係機関へ提出することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

意見書を関係機関へ早急に提出いたします。

次に、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情を議題といたします。

本件について第1委員長の報告を求めます。

松本世頭第1委員長。

○第1委員長（松本世頭君） 御報告します。

軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情でございます。9月12日、第1委員会において慎重審議いたしましたところ、陳情の趣旨について委員の中からももう少し勉強したいとの意見もあり、継続審査となりましたことを御報告いたします。

○議長（木下康一君） ただいま第1委員長より報告がありましたが、これに質疑のある方はお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情は、委員長報告のとおり継続審議とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本件は継続審議とすることに決定いたしました。

以上で日程第6、請願・陳情についてを終わります。

ここでお諮りいたします。

議会閉会中の継続調査について、会議規則第75条の規定によって、各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配りました調査事項のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申し出があります。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成26年第3回9月定例議会を閉会したいと思います。

長期間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後0時05分